

3月1日より

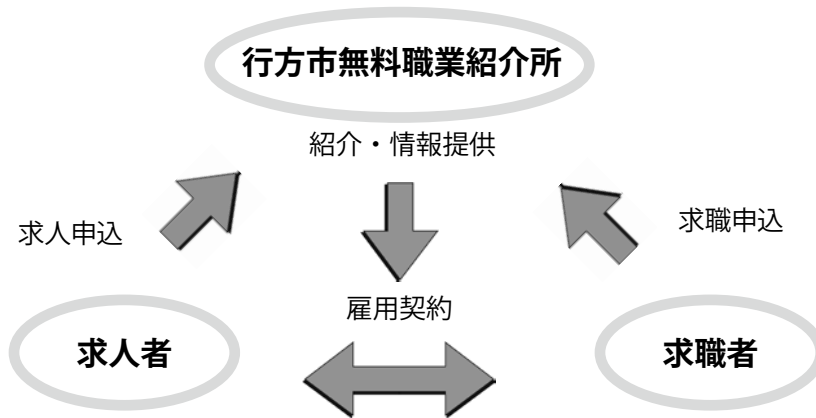
## 行方市

### 無料職業紹介所開設

雇用を取り巻く情勢が厳しい中で、商工業の振興・市民の福祉向上のため行方市単独で市民及び市内に居住を希望する人を対象に、市内及び近隣の事業所からの求人情報を紹介します。

- 【場 所】 行方市役所北浦庁舎 商工観光課窓口  
 【開所時間】 月曜日～金曜日（土・日・祝祭日・年末年始を除く）  
 8：30～12：00 13：00～17：15  
 【求人・求職の取り扱い範囲（対象・地域）】

求 人	求 職
市内の事業所及び近隣事業所	行方市民及び行方市に移住を予定している方
求人申込票を提出し登録 （登録有効期間・・・90日）	求職申込票を提出し登録 （登録有効期間・・・90日）
ご来庁又は求人申込票を郵送してください。	ご本人がご来庁ください。



※雇用関係給付については取り扱いません

【問い合わせ先】 商工観光課（北浦庁舎） TEL 0291-35-2111  
FAX 0291-35-3258

- ※以下の場合はお申し込みをお断りします
- 申し込み内容が法令に違反するとき
  - 労働条件が著しく不適当なとき
  - 労働条件の文書明示がないとき
  - 社会通念上公序良俗に反する業態と認められる職種のととき



## ■市有地売却のお知らせ■

総務課 管財グループ（麻生保健センター内） TEL 0299-72-0811

行方市では、次の土地を一般競争入札により売却します

【物件番号 1】 ※土地、建物合わせて1物件

所 在：行方市麻生字田仲前 184 番 7  
 地 目：宅地 公簿面積：257.17㎡  
 所 在：行方市麻生字田仲前 184 番 7  
 種 類：事務所  
 構 造：鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建  
 床 面 積：1 階 106.92㎡ 2 階 106.92㎡ 合計 213.84㎡  
 最低売却価格：1,150,000 円

【物件番号 2】

所 在：行方市浜字大内 2646 番  
 地 目：宅地 公簿面積：747.69㎡  
 最低売却価格：4,100,000 円

【物件番号 3】

所 在：行方市富田字反り町 369 番 1  
 地 目：宅地 公簿面積：1448.83㎡  
 最低売却価格：5,100,000 円

- 参加希望の方は案内書をご熟読ください。
- 案内書の配布期間及び配布場所  
3月1日～3月17日  
麻生庁舎：財政課又は総務課管財グループ
- 入札日：平成 23 年 3 月 23 日（水）  
（入札参加申込期間：3月10日～3月17日）

# 国民健康保険からのお知らせ

国保年金課課

☎0299(55)0111

## ○保険証更新について

平成23年度の保険証は平成23年4月1日から更新されます。3月下旬に書留郵便で郵送します。書留郵便



ですので、留守の場合は郵便局へ4月3日(日)まで留め置きとなります。4月4日(月)以降は国保年金課までお問い合わせください。

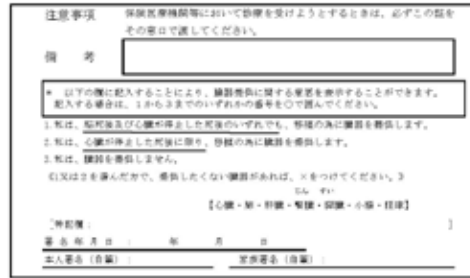
※ジェネリック医薬品の希望カードを同封しますので、ジェネリック医薬品への切り替えの際に使用してください。

※皆様の医療費は大切な国保税で賄われています。その国保税の納付が滞れば国保財政の運営が危機に陥ります。国保税は納期限内に納付ください。

※納付が滞ると期間の短い保険証になつたり、保険証が交付できない場合もあります。

保険証の裏面に臓器移植提供意思表示の欄を設けました。

(裏面)



## ○高齢受給者(70歳から74歳)の一部負担割合について

70歳から74歳の方の医療機関の窓口での支払い負担割合は1割(現役並所得者は3割)となっております。負担割合が1割に据え置かれていることによるもので、その期間が1年間延長されました。平成24年3月31日まで1割となりました。

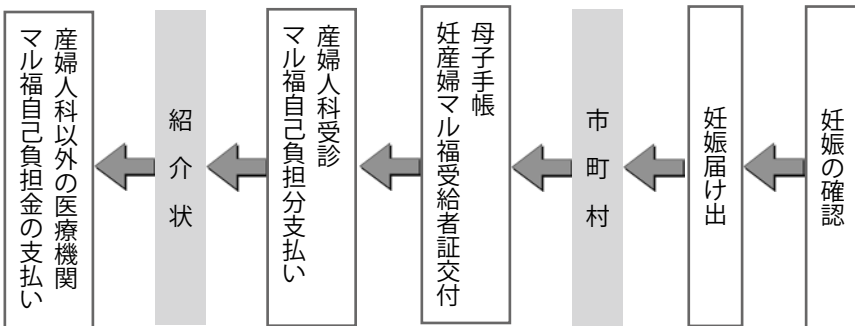
1年間延長されたことに伴い、高齢受給者証を再交付いたします。(3割負担の方は変更ありません。)3月下旬に郵送しますので、現在の受給者証と差し替えて、医療機関へ提示ください。

## 妊産婦マル福制度の手続きが簡単になります

国保年金課(玉造庁舎)

☎0299(55)0111

○平成23年4月1日から母子手帳交付と同時に手続きを行い、マル福受給者証を受け取ることができるようになります。



※妊産婦マル福受給者証は、原則として産科・婦人科を受診するときのみ有効です。なお妊娠の継続と安全な出産のために他科受診を必要とするときは、紹介状がある場合は対象になります。

## 国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

国保年金課(玉造庁舎)

☎0299(55)0111

水戸南年金事務所

☎029(227)3251

## ○追納をおすすめします!!

国民年金保険料の免除(全額免除・一部納付)・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であればさかのぼって納める(追納)ことができます。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納されると、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。

追納のお申し込みは市役所または年金事務所までお願いいたします。



## 高度処理型浄化槽整備に対し 補助金を交付いたします

下水道課（玉造庁舎）

☎ 0299（55）0111

専用住宅に高度処理型浄化槽（窒素及びリン除去型）を設置される個人の方に、補助金の交付を予定しています。  
受付開始 平成23年4月1日から先着順にて受付いたします。

**補助対象地域及び対象者** 公共下水道整備区域及び認可区域、農業集落排水整備区域及び認可区域を除く。行方市全域が対象・市税を滞納していない方

**補助予定基数** 10人槽 ≡ 1基

7人槽 ≡ 13基

5人槽 ≡ 16基（計30基）

人槽	金額
5人槽	876,000円
7人槽	1,219,000円
10人槽	1,719,000円

平成23年度中に工事が完了することが補助を受ける条件となります

**単独処理浄化槽（し尿）の撤去補助金**

**補助予定基数** 5基

**補助予定金額** 9万円

**補助対象** 単独処理浄化槽（し尿）を高度処理型浄化槽（窒素及びリン除去型）に入替える方が対象となります。

## 浄化槽をお使いの皆様へ 法定検査を受けましょう

下水道課（玉造庁舎）

☎ 0299（55）0111

浄化槽の法定検査は、保守点検と清掃が定期的に実施され、きれいな水が放流されていることを確認するためのもです。

地域の水環境を保全するためには、検査の結果、不具合等が発見された場合には、速やかに改善を図ることが重要です。

このため浄化槽の所有者には年1回の法定検査が法律により義務付けられています。

法定検査を受検しないまま放置しますと、浄化槽からの放流水の水質が悪化し、地域の水環境に影響をもたらす恐れがありますので、県指定検査機関である（社）茨城県水質保全協会または保守点検・清掃を委託している業者に連絡の上、必ず受検されますようお願いいたします。

**【申込先】**

（社）茨城県水質保全協会

TEL 029-227-4836

**【問い合わせ先】**

茨城県生活環境部環境対策課

TEL 029-301-2966



## 住民基本台帳の閲覧状況について公表します

平成22年3月から平成23年2月までの閲覧状況を公表します。

閲覧者	閲覧事由	閲覧日	閲覧対象
（財）日本宝くじ協会	宝くじに関する世論調査	3月16日	北高岡地区 20件
金融広報中央委員会	家計の金融行動に関する世論調査	4月13日	両宿・次木地区 16件
国土交通省 関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所	霞ヶ浦防災施設等検討業務におけるアンケート調査	6月2日	市全域 460件
国土交通省 関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所	霞ヶ浦防災施設等検討業務におけるアンケート調査	6月3日	市全域 880件
国土交通省 関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所	霞ヶ浦浚渫事業に伴う借地事務調査	6月18日	市全域 142件
日本銀行情報サービス局	生活意識に関するアンケート調査	6月24日	八木時・谷島・矢幡地区 15件
NHK 放送文化研究所	2010年11月全国接触者率調査	9月28日	於下地区 5件 小高地区 7件
公益財団法人新聞通信調査会	メディアに関する全国世論調査	10月5日	内宿地区 21件
内閣府大臣官房政府広報室	外交に関する世論調査	10月6日	山田地区 13件
内閣府大臣官房政府広報室	社会意識に関する世論調査	12月14日	次木地区 31件

## 設置しましたか？

### 住宅用火災警報器

平成20年6月から、全ての住宅、住居部分に「火災警報器」を設置しなければなりません。まだ付けていない方は、すぐに設置しましょう。

**家族やあなたの命を守るために  
大変有効です。**

#### 設置しなければならない場所

- 寝室（普段、寝室として使っている部屋）
- 階段（2階以上の階に寝室がある場合。詳しくは消防署へ）

※台所・居間（義務はありませんが、安心・安全のため設置をおすすめします。）



#### 【問い合わせ先】

本部予防課 0291-34-7119  
行方消防署 0291-35-0119  
玉造出張所 0299-36-2799  
麻生出張所 0299-80-6119

# 税金のお知らせ

## 前納報奨金制度廃止のお知らせ

【平成23年度より市・県民税及び固定資産税の納期前納付「前納報奨金制度」が廃止されます。】

前納報奨金制度は、戦後の混乱した社会情勢の中で、税収の早期確保による地方財政の基盤安定と納税意欲の高揚などを目的として、昭和25年に創設されました。その後、税を取り巻く状況は大きく変化し、この制度の所期の目的がおおむね達成されたことや、市・県民税の特別徴収をされている方にはこの制度が適用されず不公平感が生じていたことなどから、平成23年度より廃止されることになりました。

この制度を利用され早期納税に努めていただいた皆様には、心より御礼申し上げますとともに、制度廃止へのご理解をいただき、今後も納期内納付にご協力くださるようお願いいたします。

【全期前納による口座振替を利用されている方へ】

全期前納（一括納付）は可能ですが、「全期前納」から「期別」へ振替方法の変更を希望される方は、収納対策課（麻生庁舎）・北浦総合窓口・玉造総合窓口課で『口座振替納付方法変更届書』を提出してください。

## 平成22年度の税金の納付はお済みでしょうか？

平成22年度分の市・県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の納期限が過ぎています。忘れてしまったり、納付書をなくしたなどで、まだ納付がお済みでない方はお早めに納付してください。納付がない場合は、処分の対象になりますのでご注意ください。



## インターネット公売の実績について

平成22年度第1回目のインターネット公売の落札結果について24件の物件が落札され、合計落札結果305,480円の収入があり、未納市税に充当されました。

売却区分番号	商品名	入札参加者(人)	見積価額(円)	落札価格(円)	売却区分番号	商品名	入札参加者(人)	見積価額(円)	落札価格(円)
22-5	小型船舶	5	50,000	131,500	22-19	投光器	7	1,000	3,300
22-6	電動丸のこ1	1	2,000	2,000	22-20	ハロゲン投光器	3	700	2,450
22-7	電動丸のこ2	1	1,000	1,000	22-21	ハンドランプ・グリップランプ	7	400	3,700
22-8	集塵丸のこ3	5	2,000	4,580	22-22	折りたたみ式キャリー	2	200	210
22-9	カッタ	6	2,000	6,050	22-23	コンバイン用麻ひも	5	800	2,400
22-10	小型高速切断機	6	1,000	3,300	22-24	ドライウォールねじ1	0	500	-
22-11	エアネイラ	5	4,500	33,500	22-25	ドライウォールねじ2	1	1,000	1,000
22-12	エアネイラ、ベビータッカ	5	3,000	44,510	22-26	ドライウォールねじ3	0	300	-
22-13	コンプレッサ	11	2,000	24,400	22-27	ラップワンタッチ1	2	1,000	1,880
22-14	電気チェーンのみ	2	10,000	10,500	22-28	ラップワンタッチ2	1	500	500
22-15	電気角のみ	5	10,000	14,500	22-29	軽天ビス大頭、ネオタップ	4	300	1,700
22-16	ボード用ドライバ、振動ドリル、電気ドリル	3	3,000	4,000	22-30	ワンタッチスクリュー・フックボルトセット	1	1,000	1,000
22-17	電気ドリル1	2	3,000	3,400	計		93	104,200	305,480
22-18	電気ドリル2	2	3,000	4,100					

【問い合わせ】 収納対策課（麻生庁舎） ☎0299-72-0811